

## 第23回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和4年5月25日（水）8時55分～9時52分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

### 3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一  
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸  
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

### 出席農地利用最適化推進委員（6人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正  
○尾上 進

### 4 欠席委員

農業委員 ⑨富永 勝志  
農地利用最適化推進委員 ○石原 岩雄

### 5 議事日程

議案第22号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
議案第23号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段面積）について  
議案第24号 農地法第3条第2項第7号の通作距離について  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第26号 非農地証明願いについて  
議案第27号 農用地利用集積計画について  
議案第28号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案），及び  
令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

### 6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）  
鍋藤 雄太（管理係長）  
岩崎 展幸（管理係）  
川畑 幸博（管理係）  
奥 裕太（管理係）  
○農政課 京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第23回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

**日程第1、議事録署名委員の指名**ですが、議長において、5番 杉幸三委員、6番 田嶋輝男委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第2、会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第23回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

**日程第3、諸報告**であります。

私は5月11日、鶴翔高校で、農業後継者育成協議会幹事会が開催され、出席しました。18日には、鹿児島市で市町村農業委員会会長、事務局長等会議が開催され、出席しました。20日は、風テラスあくねにおいて、認定農業者連絡会総会があり、さらに農業委員会主催で、認定農業者と農業委員と語る会を開催し、多くの認定農業者また農業委員及び推進委員が出席し、意見交換がなされました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (石坂 務)

**日程第6 議案第22号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分**についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第22号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和4年第5号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第5，議案第23号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段面積）について**を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案第23号について説明します。

まず簡単に下限面積についてご説明いたします。農地を耕作目的で所有権移転や貸借をする場合、農地法第3条の許可要件を全て満たす必要がありますが、その要件の1つに下限面積要件があります。下限面積要件とは、効率的かつ安定的に農業経営を確保するために、許可後に経営する面積が一定規模以上にならないと許可ができないとするものです。農地法第3条第2項第5号の原則では、農地の所有権移転や貸借を設定する場合の下限面積は50aとなっています。ただし、農業委員会は農林水産省令で定める基準に従い、下限面積の別段の面積を定めることができることとなっており、その方法は、二通りございます。農地法施行規則第17条第1項と第2項です。

第1項では、定められた3つの基準に従い、別段の面積を定めることができることとなっております。この3つの基準とは、設定区域が自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一であること、次に別段の面積は、10a以上でa単位であること、最後に設定区域内において別段の面積未滿で営農している耕作者数が設定区域内の耕作者数の40%以上であることであります。

次に第2項では、設定区域が次のいずれにも該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、設定区域及びその周辺の農地の利用状況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積に設定できることとなっております。一つ目は、耕作放棄地、遊休農地などの不耕作地が相当程度存在する場合、二つ目は下限面積未滿の農地などを耕作するものが増加することにより、別段の面積を定める区域内及びその周辺地域における農地などの効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずることがないことです。本市では、一昨年6月から、下限面積を農用地区域内においては30a、農用地区域外においては1aと定めております。

事務局（奥 裕太）

また、下限面積については、農業委員会の適正な事務実施を求めた国の通知により、毎年、検討を行うこととなっており、検討の内容は、利用状況調査、農林業センサス等の結果等に基づき行うこととされています。本農業委員会では、毎年5月の総会において、当該検討を行っており、本年においても、昨年までと同様、検討を行うこととさせていただきます。

それではまず、農用地区域内を30aとすることについて説明します。こちらは、農地法施行規則第17条第1項を適用し検討しました。まず第1号の条件、設定区域については農用地区域内を提案しております。自然的条件、経済的条件は著しい変化はないと判断しております。次に第3号の条件、設定区域内の全耕作者数に対する経営耕地面積が下限面積未満の耕作者数の割合について、本市の農用地区域内における全耕作者数は1,597人です。これに対し、経営耕地面積が30a未満の耕作者は657人で41%、20a未満の耕作者は491人で31%、10a未満の耕作者は254人で16%です。第3号の条件は、耕作者数の割合がおおむね40%を下回らないものとされており、20a未満は40%を下回りますが、30a未満は40%を上回ります。よって、農用地区域内では、見直しの結果、農地法施行規則第17条第1項の基準をすべて満たすことから、昨年同様下限面積は30aとすることとしております。

次に農用地区域外を1aとすることについて説明します。こちらは、農地法施行規則第17条第2項を適用し検討しました。まず第1号、耕作放棄地、遊休農地などの非耕作地が相当程度存在する場合についてですが、当市は、耕作地が57%、不耕作地が43%という状況です。さらに、農用地区域内における耕作地・不耕作地の割合は、81%が耕作地、19%が不耕作地であり、8割以上が耕作されていることが分かります。しかし、農用地区域外における耕作地・不耕作地の割合は、31%が耕作地、69%が不耕作地という状況です。市全体で相当数の不耕作地があることが分かります。特に、農用地区域外においては7割近くが不耕作地で、農地の遊休化が特に深刻な状況であることが分かります。よって第1号に該当します。

次に第2号、下限面積未満の農地などを耕作する者が増加することにより、別段の面積を定める区域内、及びその周辺地域における農地などの効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずることがないことについて説明します。ここで言う下限面積未満の農地は1aのことです。1a未満の農地を耕作する方が増えることで、農地の分散を招き、認定農業者や農地所有適格法人等の面的な集積に支障を及ぼすことがないかという内容です。

これを検討するにあたり、基盤法による利用権設定に着目いたしました。農用地区域内については89%、区域外については11%でした。これにより農用地区域内農地は、認定農業者や農地所有適格法人等への農地の集約による効率的な農用地利用を図ることが必要であると見込まれますので、別段面積を引き下げることは難しいですが、農用地区域外農地は、農地の分散を招き、認定農業者や農地所有適格法人等の面的な集積に支障を及ぼすことがそれほどないと考えられます。よって第2号に該当します。

したがって、農用地区域外においては農地法施行規則第17条第2項を全て満たすことにより、昨年同様、下限面積は1aとすることとしております。

事務局（奥 裕太）

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

2番委員（中野 和徳）

他の市町村を見ますと、空き家バンクとセットで取得する場合に下限面積を別に定めてあるようです。阿久根市の場合はそれが無いんですけれども、人口減少とか色々あるんで、このような方法の導入を検討したらどうかと思います。どうなんでしょうか。

事務局（鍋藤 雄太）

2番委員の質疑に対しお答えいたします。先程説明のとおり、阿久根市での下限面積の設定について、農用地区域内につきましては、30アール、農用地区域外では1アールということで説明させていただきました。一方、農地下限面積一覧にありますとおり、一部の市では、空き家バンク登録物件とセットで取得する場合下限面積の設定面積が緩和されるなどの自治体も見られるところ。こちらにつきましては、空き家バンクという制度がどのようなものかを含めて事務局内でも検討させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

他にありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての事務局の説明は、昨年度同様、農用地区域内について30アール、農用地区域外について1アールとし、現状維持であります。事務局の提案にご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第6 議案第24号 農地法第3条第2項第7号の通作距離についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（鍋藤 雄太）

それでは議案第24号農地法第3条第2項第7号に規定される通作距離について説明します。議案第24号別紙をご覧ください。

農地を農地として所有権移転、利用権設定を行うなど権利を取得する場合、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な確保に支障を生じないかどうかを判断する必要があります。この判断基準の一つであります通作距離について、一定の統一的な取扱いを定める必要があることから、今回議案として上程するものであります。

裏面をご覧ください。令和3年度各市農業委員会連絡協議会で、通作距離について、各市町農業委員会の見解をまとめたものであります。

それによると、隣接市町村在住者を認める自治体が、5自治体あり、また通作距離が1時間程度であれば認める自治体が、4自治体ありました。

また、一部の市町村では2つ隣の市町村まで認める、県内全域の在住者を認める、また薩摩半島全域等を認めるとした自治体も一部見られるところです。

市では従来、隣接市町である、出水市、長島町、薩摩川内市の在住者については認めるよう内部で取り扱っておりますが、近年では南九州西回り自動車道また北薩横断道路等、自動車専用道路が拡張されており、鹿児島市内であっても十分通作距離が確保されている事例も認められるところです。

再度表面をご覧ください。今回、通作距離について、先ほどの各市見解を踏まえ、権利取得しようとする農地から居住地までが、往復3時間程度の圏内在住者については通作距離が確保されているという形を基本に、取扱いを定めていきたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。  
質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。  
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第7，議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

議案第25号について、説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする贈与による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から西北西〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール以上の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第1種農地に該当します。譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在両親と同居しており、手狭であることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。申請地の生活排水処理は、合併浄化槽により処理された後、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

1番委員（久保 秀幸）

議案第25号に係る調査結果について、報告します。調査は、5月12日に、11番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側及び南側は道路、北側は宅地、西側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、隣接地から1.7m以上離して工事をされることから周辺への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ないですか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第8, 議案第26号 非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第9, 議案第27号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第27号 令和4年農用地利用集積計画書第5号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和4年5月31日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第10、議案第28号 農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (鍋藤 雄太)

それでは、議案第28号について説明します。農業委員会の情報公表につきましては、農地等の利用の最適化の推進が必須業務になったことから、農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、インターネット等により公表することが法定化されています。また、活動目標等の設定公表につきましても、農業委員会は、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画を作成するとともに、活動計画の点検評価結果をホームページ等で公表することが適当とされているため、今回提案するものです。

それでは、内容につきまして抜粋して説明します。まず、令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明します。資料の1ページ目をご覧ください。

まず、I 農業委員会の状況、農業の概要、農家数、農業者数につきましては農林業センサス2020年の数値になり、耕地面積は1,190haとなり、前年度と比べ65haの減となります。

次に、認定農業者等の経営数につきましては、農政課で把握している農業者数であり、認定農業者は190名であり、前年度と比べ6名の増加となりました、認定新規就農者は11名であり、前年度と比べ4名の増加となりました。

II 担い手への農地の利用集積集約化、1現状及び課題の、これまでの集積面積ですが、目標は376haのところ、364haの実績がありました。こちらの面積は、認定農業者担い手農家の経営面積の合計になります。

III新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、令和3年度新規参入者数は7経営体で4.7haとなりました。こちらは認定農業者及び認定新規就農者の新規の方の経営体の数及び経営面積になります。

IV遊休農地に関する措置に関する評価の遊休農地は、令和3年度農地パトロールによる1号遊休農地と判定された農地の面積になります。

V違反転用への適正な対応について、現実にはあると考えますが、表面上は0となっております。今後も農用区域内、第1種農地など、違反転用については、今後も気をつけて確認をいただければと思います。

VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の、1農地法3条の許可事務については33件ございました。次に2農地転用につきましては、46件ございました。

3農地所有適格法人からの報告への対応について、農地所有適格法人数については8法人あります。4情報の提供等について、賃借料情報は196件になります。農地の権利移動等の状況把握について、対象件数は51件になります。

事務局（鍋藤 雄太）

続きまして、令和4年度目標の設定について、ご説明します。今回、令和4年度から農地利用最適化交付金事業と関連し、農地の利用集積、遊休農地解消の面積、また農業委員等の日数目標が定められるなどの改正があり、それに伴い様式が変更になっております。

それでは、令和4年度目標の設定について、抜粋してご説明します。まず、I 農業委員会の状況につきましては、先ほどの令和3年度評価と数値は同じになります。

II 最適化活動の目標、②の目標について、農地の集積の目標年度は令和12年度までに集積率を90%に目指す計画になります。(2)遊休農地の解消、①現状及び課題につきましては、令和3年度1号遊休農地と判定された農地のうち、接続道路がない、荒廃化が激しい農地を除き、15.1haと設定しています。

次に②目標、ア既存遊休農地の解消のa緑区分の遊休農地の解消について、先ほど設定した15.1haのうち5分の1である3.1haを、解消目標面積として設定しています。(3)新規参入の促進、②目標の新規参入者への貸付について公表する農地の面積は、平成28年度から平成30年度まで農地法3条、基盤法による権利移動のうち中間管理事業を除いた面積の平均が40ha、このうち新規参入者への設定目標は、平均の1割以上を設定するとされていますので、4haとなります。

次に、2最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、1人当たりの活動日数を月平均10日以上と定めております。この計画でいう「推進委員等」とは、農業委員及び農地利用最適化推進委員を指すものになります。(2)活動強化月間の設定目標ですが、3回に設定しております。11月は利用意向調査を設定しています。1月は戸別訪問ですが、こちらは農業者年金の加入推進と連動して、新規就農者を中心に戸別訪問をすることを想定しています。2月は話し合い活動とありますが、こちらは人農地プランによる集落での話し合い活動を想定しています。(3)新規参入相談会への参加目標ですが、相談会への参加回数は1回であり、毎年かごしま県民交流センターで、かごしま就農就業相談会が開催されており、そちらへの参加を想定しています。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。ここで質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他に皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (石坂 務)

それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時40分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

-----

議事録署名人

-----

議事録署名人

-----

書

記

-----